

○三重大学障害学生支援機器使用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、三重大学学生総合支援機構障害学生支援センター（以下「障害学生支援センター」という。）が保有している障害学生支援機器（以下「支援機器」という。）の貸出使用に関し必要な事項を定める。

(貸出対象)

第2条 支援機器の貸出対象者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の学生
- (2) 本学の教員
- (3) 本学の職員
- (4) その他障害学生支援センター長が適当と認める者

(貸出しの範囲)

第3条 支援機器は、次の各号に掲げる場合に貸出できるものとする。

- (1) 本学の学生が修学等の目的で使用する場合
- (2) 本学の教員が授業等の目的で使用する場合
- (3) 本学の教員、職員、学生等の団体が主催する講演会、研究会、発表会等に使用する場
合
- (4) その他障害学生支援センター長が適当と認める場合

(貸出期間)

第4条 支援機器の最大貸出期間は、貸出日から30日とする。ただし、障害学生支援センター長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(貸出手続)

第5条 支援機器の貸出しを受けようとする者（以下「使用者」という。）は、本使用規約を承諾の上、障害学生支援機器使用願を提出することにより、支援機器貸出しの手続（以下「手続」という。）を行わなければならない。

(貸出しの許可)

第6条 障害学生支援センター長は、前条の手続があったときは、その使用目的等を審査し、適当と認めるものについて、貸出しを許可する。

(貸出日時の変更等)

第7条 使用者は、貸出しの許可を受けた後において使用の目的、日時等を変更し、又は使用を中止しようとするときは、速やかに手続を再度行わなければならない。

(貸出許可の取消し等)

第8条 障害学生支援センター長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、貸出しの許可を取消し、変更し、又は使用を中止させることができる。

- (1) 本学において使用する特別な事情が生じたとき。

(2) 使用者がこの規約及び貸出許可の条件に違反したとき。

(3) 障害学生支援機器使用願の記載事項が事実と反したとき。

2 前項により貸出しの許可を取消し、変更し、又は使用を中止させたことによって、使用者に損害を及ぼすことがあっても、本学はその責を負わないものとする。

(遵守事項)

第9条 使用者は、この規約を遵守するとともに、支援機器の保全に努めなければならない。

(返却)

第10条 使用者は、貸出期間が終了したときは、速やかに返却しなければならない。

(損害賠償)

第11条 使用者は、故意又は重大な過失により破損、滅失又は汚損したときは、その原状回復に必要な経費を弁償しなければならない。

(免責事項)

第12条 支援機器の使用により、使用者に損害が生じた場合、本学は一切の責を負わないものとする。

(事務)

第13条 支援機器の管理及び運営に関する事務は、学務部学生支援チームにおいて処理する。

附則 この規約は令和4年5月23日から施行する。